

令和 6年 8月 1日

特別養護老人ホーム中野けんせいえん重要事項説明書（ショートステイ）  
指定介護予防サービス

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岡山市指定 第 3370102000 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. サービス提供に関わる事業者の義務	2
4. 居室等の概要	3
5. 職員の配置状況	4
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
7. 緊急時の対応	8
8. 苦情の受付について	8
9. 事故発生時の対応	9
10. 緊急連絡先	9
11. 社会福祉法人による利用者負担減免制度	10
12. 成年後見制度の活用支援について	10
13. サービスの利用に関する留意事項	10
14. 損害賠償について	10
15. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）	11

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 岡山中央福祉会  
(2) 法人所在地 岡山県岡山市東区吉原231  
(3) 電話番号 086-943-0102  
(4) 代表者氏名 理事長 井場 哲也  
(5) 設立年月 昭和55年11月4日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日指定  
岡山市3370102000号  
※当事業所は特別養護老人ホーム中野けんせいえんに併設されています。  
(2) 事業所の目的 短期入所生活介護  
(3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 中野けんせいえん  
(4) 事業所の所在地 岡山県岡山市東区西大寺中野677-1番地  
(5) 電話番号 086-943-1701  
(6) 事業所長(管理者)氏名 井上 伸二  
(7) 当事業所の運営方針

当事業所は、利用者が要支援・要介護状態になった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者家族の負担の軽減を図るものとする。

- (8) 開設年月 平成12年4月1日 (平成28年4月3日 現住所に移転開設)  
(9) 建物の構造 鉄骨造 4階建て  
(10) 建物の延べ床面積 6047㎡  
(11) 事業所の周辺環境 岡山市東区西大寺地区のほぼ中心に位置し、芥子山や西大寺の街中が一望できる環境  
(12) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9時～17時

- (13) 利用定員 10人  
(14) 通常の事業実施地域 岡山市(東区福祉事務所、中区福祉事務所、北区福祉事務所の管内) 瀬戸内市、赤磐市の区域とする。

## 3. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- |   |
|---|
| <p>①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。<br/>②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。<br/>③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。</p> |
|---|

- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑦消防法施行規則第3条に規程する消防計画および風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法8条に規程する防火管理者を配置して非常災害対策を行なっています。
- (1) 防火管理者、火元責任者には併設特養事業所管理者を当てます。  
(2) 火災危険防止のため、自主的に点検を行ないます。  
(3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼します。点検の際には防火管理者が立ち合います。  
(4) 非常災害用の設備は常に有効に保持するように努めます。  
(5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたります。  
(6) 防火管理者は、従業員にたいして防火教育・消防訓練を実施します。
- ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年1回以上  
② 利用者を含めた総合訓練(消火・通報・避難)・・・年1回以上  
③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・随時
- ⑧事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講じます。
- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定  
(2) 従業者に対する虐待の防止啓発・普及するための研修の実施  
(3) その他虐待防止のために必要な措置
- 事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たり、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 4. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室はすべて個室となり、ご契約者の心身の状況や空室状況を勘案して決定します。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	120室	洋室99室 和室21室 ベッド・洗面・トイレ・収納
居間・食堂	12室	テーブル・椅子・キッチン・テレビ
浴室	14室	個人浴槽12 特殊浴槽2
医務室	1室	
美容室	1室	鏡・シャンプー台

相談室	1室	テーブル・椅子
地域交流ホール	1室	テーブル・椅子・キッチン・モニター

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

## 5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤換算	指定基準	職務内容
1. 施設長(管理者)	1人(常勤)	1人	事業所の業務を統括し従業員の管理を行なう。
2. 介護職員	40人以上(常勤換算)	37人	看護職員と協力して介護及び生活援助。
3. 生活相談員	2人以上(常勤)	2人	利用者の生活相談、面接、身上調査ならびに利用者や家族の処遇上の相談、生活・行動プログラムの作成など。
4. 看護職員	4人以上(常勤換算)	3人	看護及び介護。
5. 機能訓練指導員	1人(看護職員と兼務)	1人	機能訓練個別計画の作成、理学・作業療法の実践ならびに介護者への指導、レクリエーションの計画、実践。
6. 介護支援専門員	2人(常勤)	1人	利用者の状況またその変化の把握を行い、介護保険の申請、適切な介護サービスの計画、実施の確認等を行なう。
7. 医師	1人(非常勤)	必要数	利用者の健康管理を行なう。
8. 管理栄養士	1人以上(常勤換算)	1人	献立作成、栄養量計算及び給食記録、栄養の評価、嗜好調査等の実施、給食会議の開催、調理員の指導。
9. 事務職員	2人	必要数	庶務及び会計事務に従事する。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	勤務体制
1. 施設長	日勤者 1名 8:30～17:00
2. 医師	毎週水曜日 9:00～16:00
3. 介護職員	日勤者 5～11名 夜勤者 6名 早朝、夜間 5～8名
4. 看護職員	日勤者 1～5名 8:30～17:00
5. 機能訓練指導員	日勤者 1名 8:30～17:00
6. 生活相談員	日勤者 1～3名 8:30～17:00
7. 管理栄養士	日勤者 1名 8:30～17:00
8. 介護支援相談員	日勤者 1名 8:30～17:00
9. 事務職員	日勤者 1～2名 8:30～17:00
10. 運転手	日勤者 名 8:30～17:00

☆土日は上記と異なります。

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

### <サービスの概要>

#### ①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。また、ご希望に応じて夜間浴を実施します。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

#### ②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ③送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

サービス利用料金（片道につき）	1871円
うち、介護保険から給付される金額	1683円
自己負担額	188円（375円・562円）

ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

#### ④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

## <サービスの概要と利用料金>

### ①食事（特別な食事 - 酒など - を含みます。）

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。また、ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（標準食事時間）

朝食：8：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

（利用料金）

日額標準自己負担額：1445円（食材費・人件費含む）

（朝食代）397円 （昼食代）524円 （夕食代）524円

また、ご契約者のご希望に基づいて嗜好品などの特別な飲食物を提供します。

（利用料金）

要した費用の実費

※食事の提供について、緊急の場合（入院など）を除き、欠食希望がある場合、前日の午前中（12時）までに欠食届けを提出してください。届けのあった場合は食費の請求対象とはなりません。届けがなかった場合請求対象となります。（詳しくは職員へお尋ねください。）

### ②居室の使用料（個室）

ご契約者に対して居室を提供します。そのさい、居住費として利用料をいただきます。

（利用料）

日額標準自己負担額：2066円

### ③理髪・美容

[美容サービス]

月2回程度、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費

### ④余暇活動

ご契約者の希望により習字、生け花、カラオケ、クッキング等の余暇活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等が必要な場合は実費をいただきます。

### ⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

### ⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・電気機器使用料（テレビ、電気毛布等） 1日につき50円

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません

（ただし、特殊なおむつについてはご負担願います。）

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要支援1 5602円	要支援2 6894円
2. うち、介護保険から給付される金額	(1割負担) (2割負担) (3割負担)	5041円 4481円 3921円	6203円 5514円 4825円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	(1割負担) (2割負担) (3割負担)	561円 1121円 1681円	691円 1380円 2069円
4. 食事に係る標準自己負担額		1445円	
5. 居住費に係る標準自己負担額		2066円	
6. 自己負担額合計 3＋4＋5(2割の方)	(1割負担) (2割負担) (3割負担)	4072円 4632円 5192円	4202円 4891円 5580円

☆一定以上の所得のある方は、サービス利用料金の負担割合が2割・3割になります。

☆上記利用料加算内訳（日額）（サービス提供体制強化加算）

☆その他 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（保険給付の自己負担額に14%を乗じた負担割合分）

生産性向上推進体制加算・若年性認知症利用者受け入れ加算（対象者のみ）・口腔連携強化加算（対象者のみ）が必要になります。

☆個別の状況に応じて、上記とは異なる利用料となる場合があります。

☆食費・居住費については世帯非課税の方は申請を行えば補足給付（減免制度）があります。

詳しくは職員または各市町村介護保険課へお尋ねください。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

（注：ただし、短期入所への振り替え制度を実施している市町村においては、支給限度額の範囲内であれば償還払い、または受領委任払いでご利用になれます。）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月の内の利用日数に基づいて計算し、ご請求しますので、翌月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア、窓口での現金支払い

イ、下記指定口座への振込み

香川銀行 岡山支店 普通預金口座 1058226

社会福祉法人 岡山中央福祉会

特別養護老人ホーム 中野けんせいえん 理事長 井場 哲也

ウ、金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：都市銀行、地方銀行、信用金庫、農協、郵便局

### (4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 7. 緊急時の対応

(1) 当施設は利用者に対し介護老人福祉施設サービスの提供が困難な状態または専門的な医療対応が必要と判断した場合、家族または代理人の同意のもと他の医療機関を紹介いたします。

(2) 体調不良時はかかりつけ医への連絡・受診をお願いする場合があります。

医務室直通電話 086-944-2172

## 8. 苦情の受付について（契約書第21条参照）\*

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

介護支援専門員 杉本 裕美 (TEL 086-943-1701)

○苦情解決責任者

施設長 井上 伸二

○苦情解決第三者委員

宝利 陽子（弁護士）（TEL 086-266-8661）

園原 典子（監事）（TEL 086-273-5056）

野崎 康弘（利用者家族）（TEL 090-4893-1133）

○受付時間 随時

また、苦情受付ボックスを玄関ロビーに設置しています。

○苦情解決の手順

事業者は施設サービスの提供に係る入居者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

事業者は施設サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村は行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

事業者は提供した施設サービスに係る入居者等からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山市事業者指導課 施設係	岡山市北区大供 3-1-18-4F	TEL 086-212-1014
岡山市高齢福祉部 介護保険課	岡山市北区鹿田町 1-1-1	TEL 086-803-1240
国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町 11-6	TEL 086-223-8811
岡山県社会福祉協議会	岡山市北区石関町 2-1	TEL 086-226-3511
瀬戸内市介護保険課	瀬戸内市長船町土師 277-4	TEL 0869-26-5926
岡山県運営適正化委員会	岡山市北区南方 2丁目 13-1 きらめきプラザ 3階	TEL 086-226-9400

9. 事故発生時の対応

当施設内において事故が発生した場合には、以下のように対応いたします。

- (1) 迅速に事故処理にあたります。
- (2) 事故発生時の連絡は、利用者の家族・担当する居宅介護事業所、介護支援専門員、場合によっては岡山市健康福祉局事業者指導課・備前県民局に行います。
- (3) 損害賠償の責を負わなければならない場合「しせつの損害補償」（全国社会福祉協議会主催）によって対応します。
- (4) 施設内での事故再発防止策を「リスクマネジメント委員会」「ケースカンファレンス」によって検討し対応します。

10. 緊急時連絡先 086-943-1701（中野けんせいえん）

### 1 1. 社会福祉法人による利用者負担減免制度について

事業者は、市町村から減免の認定を受けた契約者で、利用申請のあった場合、制度を適用するものとします。

### 1 2. 成年後見制度の活用支援について

事業者は、利用者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとします。

### 1 3. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

#### (1) 持ち込みの制限

入園にあたり、原則持ち込みは自由です。詳しくは職員にご相談ください。

#### (2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (3) 喫煙

原則施設内禁煙です。

#### (4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

#### ①協力医療機関

医療機関の名称	総合病院 岡山協立病院
所在地	岡山市中区赤坂本町 8 - 1 0
診療科	内科、外科、皮膚科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科ほか

### 1 4. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合

があります。

## 15. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 特別養護老人ホーム中野けんせいえん

説明者職名

氏名

印

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

代理人住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 125 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。